

2021年12月27日  
全国港湾21発第52号

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長



## 全国港湾第14回中央委員会並びに第7回中央執行委員会の開催について

標記について、下記の通り開催いたします。

### 記

1. コロナ禍対策もあり、第14回中央委員会の運営の詳細については、第8回常任中央執行委員会(1月18日開催)で確認します。したがって、下記の開催通知をしますが、中央執行委員会確認にもとづき、別途指示するので対応願います。(参考：末尾の項を参照)
2. 第14回中央委員会の開催について
  - (1) 日 時 2022年2月8日(火)13:30~9日(水)12:00(予定)
  - (2) 場 所 豊橋市：シーパレス日港福  
住 所：〒441-8077 豊橋市神野新田町ミノ割1-3  
電 話：0532-32-8811  
FAX：0532-32-9195  
迎えのバス=豊橋駅西口を12:05、12:50に出発するよう手配していただきますので利用してください。
  - (3) 議 題
    - ① 第14回中央委員会の運営について
    - ② 第一号議案 21年秋年末闘争の主な取り組み経過(案)
    - ③ 第二号議案 22春闘方針(案)
    - ④ 22春闘要求(案)
    - ⑤ その他
  - (4) 中央委員数(全国港湾規約第19条1項)
    - ① 中央単組(合計23名)

|     |    |      |    |      |    |      |    |
|-----|----|------|----|------|----|------|----|
| 全港湾 | 6名 | 日港労連 | 5名 | 検数労連 | 2名 | 検定労連 | 2名 |
| 全倉運 | 3名 | 大港労組 | 2名 | 全日通  | 3名 |      |    |

② 地区港湾(合計 21 名)

イ. 6大港(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門) 各2名

ロ. その他の港湾(北海道、東北、日本海、川崎、駿河、四国、博多、鹿児島、沖縄) 各1名

(5) 宿泊及び費用

① 中央執行委員及び地区港湾選出の中央委員は、シーパレスに宿泊することを原則とします。中央単組選出の中央委員については分宿をお願いする場合があります。

② 全国港湾中執、事務局の交通費・日当は全国港湾負担とし、宿泊費は、全国港湾で一括清算します。別添「請求書」をFAXかメールで書記局まで送ってください。

③ 中央単組選出中央委員の費用は、当該単組の負担とします。

(今回、コロナ感染予防の観点から、オブザーバーの参加を認めないこととします)

(6) 中央委員会に提出する議案書〔21 秋年末闘争経過報告・22 春闘方針(案)・22 春闘要求(案)〕は、22 年 1 月初旬に到着するよう手配しています。

なお、中央委員会参加者は議案書を持参してください。

(7) 参加申し込みは、22 年 1 月 24 日(月)までとし、氏名・年齢・出身単組・地区名を明記し、書記局まで書面で報告をお願いします。シーパレス利用券に必要ですので宜しくをお願いします。なお、全国港湾中執・事務局については、本部で準備するので地区と重複しないようにお願いします。

(8) 地区港湾選出中央委員は、交通経路(別添「請求書」に記入のこと)を書記局まで報告し、航空機利用の場合は、可能な限り早割・得割を利用し、航空券のコピー(領収書のコピーも可)を添付してください。

### 3. 第 7 回中央執行委員会の開催について

(1) 日 時 2022 年 2 月 8 日(火) 9:00~12:00

2 月 9 日(水)第 14 回中央委員会終了後~13:00(予定)

(2) 場 所 豊橋市:シーパレス日港福

(3) 議 題

① 第 6 回中央執行委員会以降の取り組み報告と当面の課題について

② 第 14 回中央委員会の運営について

③ 22 春闘要求(案)について

④ 第 14 回中央委員会の処理事項について

⑤ 22 春闘を中心とする当面の取り組みについて

⑥ その他

(4) 各中央執行委員は、シーパレスに前泊とし、2 月 7 日(月)18:00 の夕食時間に間に合うようシーパレスに入ること。豊橋駅からシーパレスまでのバスは、豊橋駅前 16:30 出発で手配しています。

以 上

[参考]

12月15日開催 全国港湾第6回中央執行委員会討議経過・抜粋

・第14回中央委員会の開催について(案)

- ① 新型コロナウイルス感染拡大の見通しの判断が不可欠であり、1月に開催する第7回常任中執において判断することとした。
- ② 次の考え方で対応することとした。
  - イ. 感染状況が現在のような水準で推移するなら、中執・本部役職員、及び、中央委員に限定して招請し開催する(事情があって参加できない中央委員はリモートとする)。
  - ロ. 感染拡大状況であれば、中執・本部役職員のみがシーパレスに参集し、中央委員各位とはリモートで対応する。
  - ハ. 緊急事態宣言という状況であれば、在京中執のみが日港福会館に参集し、他の中執、及び中央委員はリモートとする。

<別添> 請求書